

平成29年度 第1回草津市建築審査会

平成29年7月27日(木)

101会議室(1階)

本日の議事

1. 許可事後報告

建築基準法第43条第1項ただし書き許可
事後報告案件(5件)

1. 許可事後報告

建築基準法第43条第1項ただし書き許可
事後報告案件：5件

No	事後報告基準	許可番号	申請者
1	2号	29-1	個人
2	3号の1	29-3	個人
3	3号の2	29-2	個人
4	3号の2	29-4	個人
5	3号の2	29-5	個人

建築基準法上の道路とは

建築基準法第42条

幅員が4.0m以上のもので(42条1項)

1. 道路法にいう道路(国道・県道・市道など)
2. 都市計画法等の法律にもとづいてつくられた道路
3. 建築基準法施行時または都市計画区域編入時に既にあった道路で現に一般交通の用に供しているもの
4. 都市計画道路等で2年以内に事業が執行される予定のあるものとして指定したもの
5. 道路の位置の指定をうけたもの

幅員が4.0m未満のもので1.8m以上(42条2項)

1. 既に立ち並びがあり指定したもの

法第43条ただし書きについて

法第43条第1項

建築物の敷地は、道路に2m以上接しな
なければならない。ただし、その敷地の周囲に
広い空地进行を有する建築物で特定行政庁が**交
通上、安全上、防火上及び衛生上支障がな
いと認めて建築審査会の同意を得て許可し
たものについては、この限りでない。**

事後報告基準2号 農道等の公共用道路状の空地

公的機関が管理する道で使用承諾等のあるもの

* 事後報告案件となる建物用途

・1戸建ての住宅、農林漁業用施設

・既存建築物の建替え・増築、(用途変更を伴わないもの)

・公共施設の管理に必要な建築物

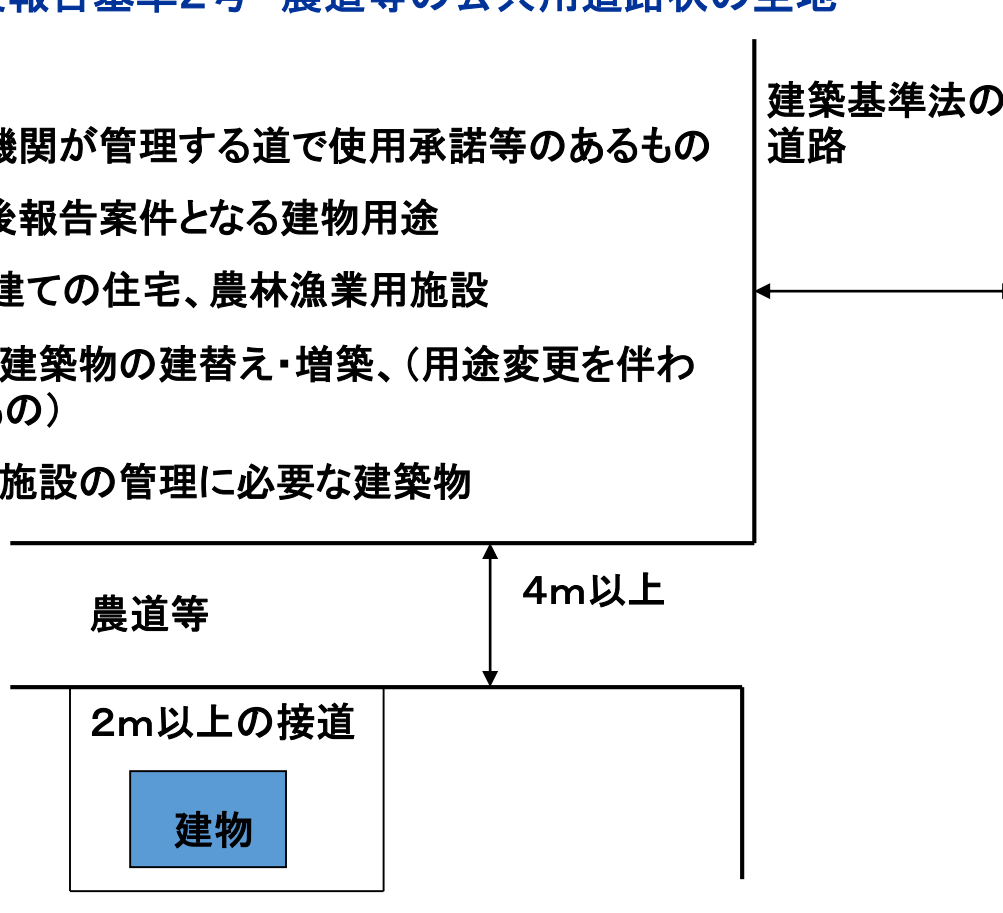
建築基準法の
道路

農道等

4m以上

2m以上の接道

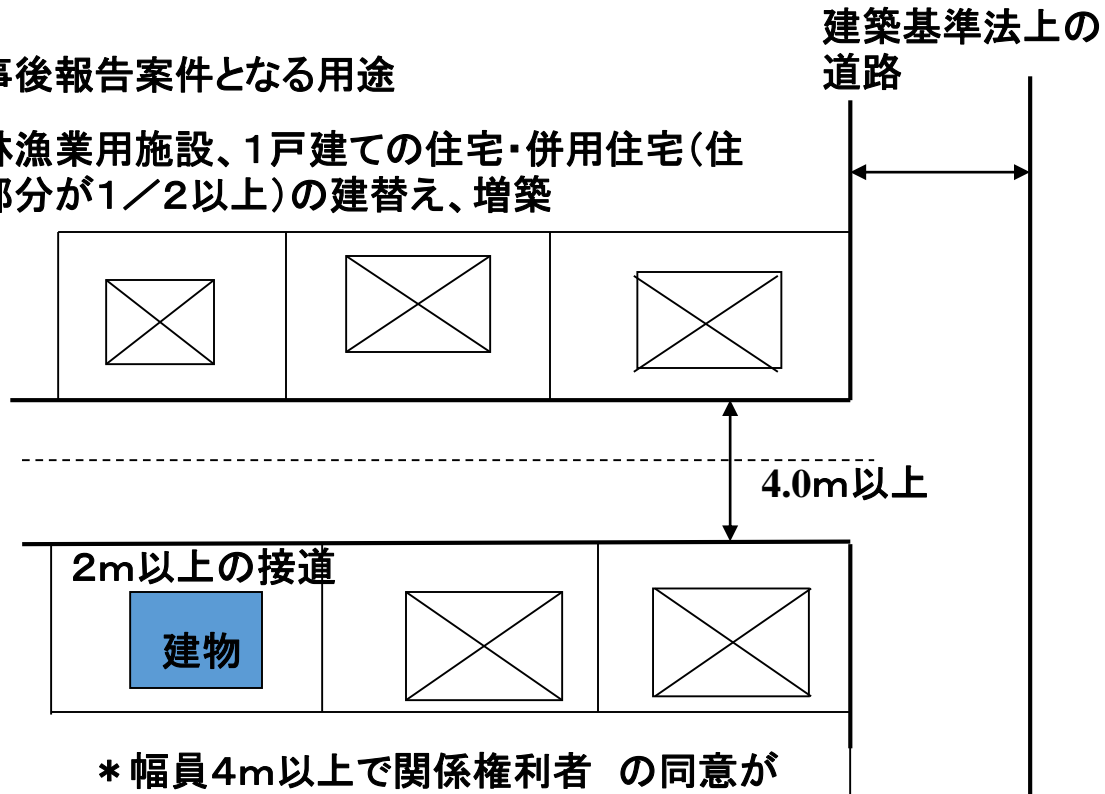
建物



事後報告基準3号の1 避難、通行の用に供する通路

* 事後報告案件となる用途

農林漁業用施設、1戸建ての住宅・併用住宅(住宅部分が1/2以上)の建替え、増築



* 幅員4m以上で関係権利者の同意が得られたもの

事後報告基準3号の2 避難、通行の用に供する通路

* 事後報告案件となる用途

農林漁業用施設、1戸建ての住宅・併用住宅(住宅部分が1/2以上)の建替え、増築

